

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

当市は、沖縄本島の南部、東シナ海に面しており、地形は東西10.3キロメートル、南北7.8キロメートル及びその間を国場川、北に安里川及び安謝川が西流し、東方は小丘陵になっている。

また、地理的に発達期の台風の主要経路に当たっており、しばしばその影響を受ける。

(台風)

市内では、これまでも数々の台風被害に見舞われてきた。最近では、令和2年の台風第9号において暴風、大雨等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、風災による建物の損壊や床下・床上浸水による被害が発生した。

(洪水)

当市の防災マップによると、久茂地川周辺の商業地区で1m以上の浸水が予想されている。また、国場川周辺の小禄、古波蔵、国場、仲井真等において、最大で5mの浸水被害が予想されている。また、安謝川水系の一部地域において、河川の氾濫による被害が発生している。

(土砂災害)

当市の防災マップによると、首里地区、真和志地区などが土砂災害警戒区域に指定されている。指定外の区域でも台風や大雨等により被害が発生する恐れがある。

令和3年においては、線状降水帯により、多くの土砂災害が発生した。

(地震)

地震ハザードステーション【J-SHIS】の防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生すると言われている。

(津波)

沖縄県により、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定に基づき、津波災害警戒区域(通称:イエローゾーン)が指定されている(平成30年3月27日付)。当市においては、沿岸部が指定されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 17,327

・小規模事業者数 13,982

【内訳】(主な業種を掲載)

※従業員数が1人～9人の事業者を小規模事業者として算出。

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況
建設業	765	561	市内に広く分散
製造業	388	307	〃
卸売業、小売業	4,385	3,579	〃
不動産業、物品賃貸業	1,848	1,739	〃
宿泊業、飲食サービス業	3,500	2,920	特に中心部に多い
生活関連サービス業、娯楽業	1,507	1,358	市内に広く分散
医療、福祉	1,292	842	〃

(事業者数は、平成28年6月1日現在の経済センサスより)

(3)これまでの取組

1)当市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災行政無線、本市ホームページや SNS 等による災害情報発信、防災マップの作成
- ・災害備蓄品の整備

2)当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・当所共済を取扱う損害保険会社と連携した損害保険への加入促進

II 課題

「2021年版小規模企業白書」によれば、中小企業においてもBCPを策定している割合は、14%となっていることから、当市の小規模事業者も今だ啓発・普及段階にあると考えられる。

現状では、緊急時の取組みや協力体制についての具体的マニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者BCP策定の支援を行う。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2)事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対

策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年に事業継続計画を作成、ただし実効性があるものにするため修正予定。

3) 関係団体等との連携

- ・当所共済を取扱う損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・セミナー参加者の中から意識の高い事業者に対して、事業者BCP策定の支援を行う。
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・必要に応じて当所、当市との間で、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6以上の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

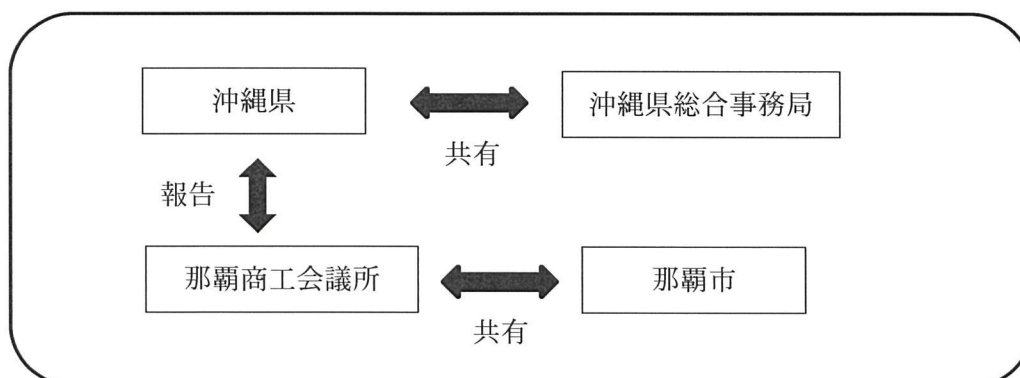
・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。

【連絡体制図】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する(当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

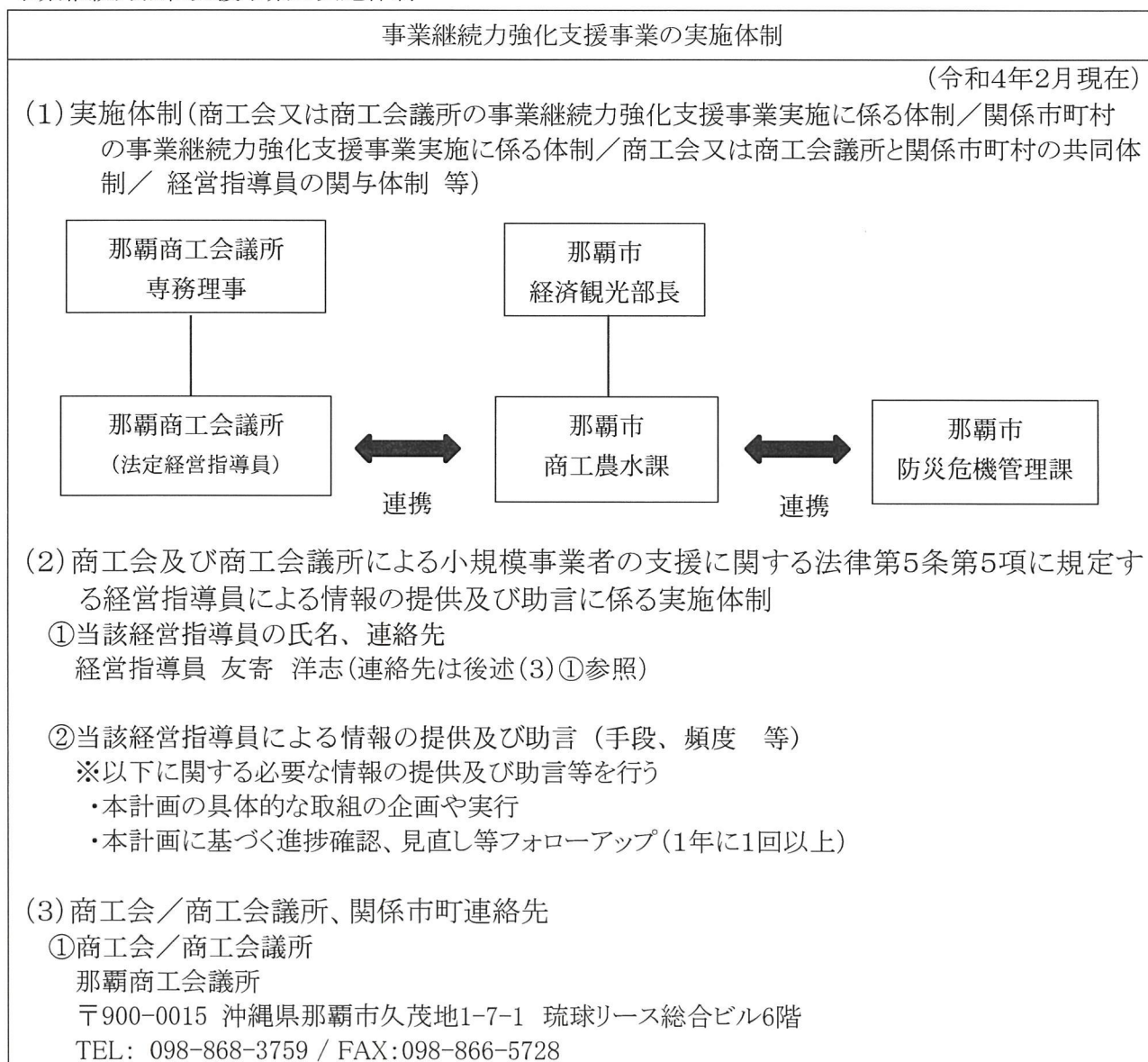
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町

那覇市 経済観光部 商工農水課

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

TEL: 098-951-3212 / FAX:098-951-3213

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、那覇市補助金、沖縄県補助金、事業収入 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名

連携して実施する事業の内容

連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等